



辰野町第五次総合計画

# 後期基本計画

平成 28 年度（2016 年度）～ 平成 32 年度（2020 年度）



## 【基本計画の記載例】

**政策1 豊かな自然環境の保全と創出**

**施策1 豊かな自然環境と田園風景の保全**

**現状と課題**

横川川、小野川等の各河川沿いにみられる田畑や里山に囲まれ、自然と調和した美しい田園風景は、町民の故郷のイメージとして重要な役割を果たしており、町民共有の財産として、後世に残すことが求められています。

また、旺盛な繁茂で在来の生態系を破壊し、動植物に悪影響を及ぼすアレチウリ等特定外来生物やクズ等の在来植物の異常繁茂についても、景観や生態系に及ぼす影響が深刻で、各区において駆除が進められています。

一方で、福寿草や桜の花、樹木の新緑や紅葉等四季折々の美しい風景を地域の活性化等に活用した取り組みも広がっています。

今後、町の自然豊かな美しい田園風景の保全と形成を、地域主体の取り組みとして推進することが求められています。

里山が荒廃したことにより、鳥獣が農作物を荒らす等、耕作意欲の低下や後継者問題による遊休荒廃農地及び耕作放棄地が拡大しています。

このため、適正な農地利用や転用の指導、鳥獣による被害防除、電気柵等の設置補助に取り組んできましたが、さらなる取り組みが必要です。今後、遊休荒廃農地の解消への有効な対策や、需要が高まりつつある市民農園として活用する等の方策を検討する必要があります。

**基本方針**

豊かな自然環境と四季折々の変化に富む田園風景を守り、かけがえのない町民共有の財産として後世に伝えます。

**主要施策の体系**

- 豊かな自然環境と田園風景の保全
  - 田園風景の保全 (1111)
  - 中山間地域農業の振興 (1112)
  - 遊休荒廃農地の解消 (1113)

将来目標を実現するための政策について示しています。

各施策について、辰野町が抱えている現状や課題を整理して示しています。

施策に取り組むための、基本的な方針を示しています。

主要施策の体系について示しています。

4桁のコードは、計画の進捗状況を管理するための施策の体系コードです。将来目標①～⑤については1～5、取り組み目標①はT、取り組み目標②はGから始まり、政策、施策、主要施策の番号に対応しています。(ここでは、将来目標①、政策1、施策1、主要施策②を示しています。)

**主要施策**

◆田園風景の保全◆ (1111)

- 自然環境に配慮した土地改良事業を行い、農村地域に残された自然環境の保全を図ります。
- 町の景観は町民共有の財産という認識のもと、町民の自主的な活動を促し、田園風景の保全を図ります。
- アレチウリ等特定外来生物や異常に繁茂したクズ等の駆除を行い、町の自然環境と景観の保全を図ります。

◆中山間地域農業の振興◆ (1112)

- 中山間地域の農業生産活動が継続的に行われるよう支援し、耕作放棄地の発生を防止します。

◆遊休荒廃農地の解消◆ (1113)

- 農業委員会を中心として、認定農業者や営農組合等へ農地の集積化を図り、遊休荒廃農地の解消と農業の効率化を促進します。
- 市民農園を維持し、町民の憩いの場の創出と遊休荒廃農地の解消を図ります。
- 景観作物(ひまわり等)の導入による遊休荒廃農地の解消を図ります。
- 町民による遊休荒廃農地の解消活動を支援します。

**まちづくりの指標**

指標	単位	現状 (H26年度)	目標値 (H32年度)
耕作地面積(農家基本台帳)	ha	918	900
遊休荒廃農地の解消面積	ha	2	6
アレチウリ除去作業回数	回	37	37

**重点的な取り組み**

- 農業委員会による農地バトロールの強化
- 市民農園を活用し町民や移住者への農地の貸付事業
- 多面的機能支払事業の周知と活用
- 中山間地域等直接支払事業の活用

**【担当課：産業振興課・建設水道課】**

主要な施策として、具体的な取り組みを示しています。

数字でまちづくりの指標を示しています。現状値は平成26年度(2014年度)の数値を基本としていますが、それ以外の年度を目標値とした場合には、別途記入しています。目標値は、計画期間最終年度の平成32年度(2020年度)としています。

特に重点的に取り組む内容について示しています。

主要な事務事業を推進する担当課を示しています。施策の内容によっては、複数の担当課を記入しています。



将来目標① 豊かな自然を守るまち  
(自然・環境保全)



## 施策1 豊かな自然環境と田園風景の保全

### 現状と課題

横川川、小野川等の各河川沿いにみられる田畑や里山に囲まれ、自然と調和した美しい田園風景は、町民の故郷のイメージとして重要な役割を果たしており、町民共有の財産として、後世に残すことが求められています。

また、旺盛な繁茂で在来の生態系を破壊し、動植物に悪影響を及ぼすアレチウリ等特定外来生物やクズ等の在来植物の異常繁茂についても、景観や生態系に及ぼす影響が深刻で、各区において駆除が進められています。

一方で、福寿草や桜の花、樹木の新緑や紅葉等四季折々の美しい風景を地域の活性化等に活用した取り組みも広がっています。

今後、町の自然豊かな美しい田園風景の保全と形成を、地域主体の取り組みとして推進することが求められています。

里山が荒廃したことにより、鳥獣が農作物を荒らす等、耕作意欲の低下や後継者問題による遊休荒廃農地及び耕作放棄地が拡大しています。

このため、適正な農地利用や転用の指導、鳥獣による被害防除、電気柵等の設置補助に取り組んできましたが、さらなる取り組みが必要です。今後、遊休荒廃農地の解消への有効な対策や、需要が高まりつつある市民農園として活用する等の方策を検討する必要があります。

### 基本方針

豊かな自然環境と四季折々の変化に富む田園風景を守り、かけがえのない町民共有の財産として後世に伝えます。

### 主要施策の体系

豊かな自然環境と田園風景の保全

田園風景の保全 (1111)

中山間地域農業の振興 (1112)

遊休荒廃農地の解消 (1113)



## 主要施策

### ◆田園風景の保全◆ (1111)

- ・自然環境に配慮した土地改良事業を行い、農村地域に残された自然環境の保全を図ります。
- ・町の景観は町民共有の財産という認識のもと、町民の自主的な活動を促し、田園風景の保全を図ります。
- ・アレチウリ等特定外来生物や異常に繁茂したクズ等の駆除を行い、町の自然環境と景観の保全を図ります。

### ◆中山間地域農業の振興◆ (1112)

- ・中山間地域の農業生産活動が継続的に行われるよう支援し、耕作放棄地等の発生を防止します。

### ◆遊休荒廃農地の解消◆ (1113)

- ・農業委員会を中心にして、認定農業者や営農組合等へ農地の集積化を図り、遊休荒廃農地の解消と農業の効率化を促進します。
- ・市民農園を維持し、町民の憩いの場の創出と遊休荒廃農地の解消を図ります。
- ・景観作物（ひまわり等）の導入による遊休荒廃農地の解消を図ります。
- ・町民による遊休荒廃農地の解消活動を支援します。

## まちづくりの指標

指標	単位	現状 (H26 年度)	目標値 (H32 年度)
耕作地面積 (農家基本台帳)	ha	918	900
遊休荒廃農地の解消面積	ha	2	6
アレチウリ除去作業回数	回	37	37

## 重点的な取り組み

- ・農業委員会による農地パトロールの強化
- ・市民農園を活用し町民や移住者への農地の貸付事業
- ・多面的機能支払事業の周知と活用
- ・中山間地域等直接支払事業の活用

【担当課：産業振興課・建設水道課】



## 施策2 ほたるが飛び交う環境づくり

### 現状と課題

辰野町のホタル発生地は、大正14年(1925年)に長野県天然記念物に指定され、昭和35年(1960年)には松尾峡一帯が辰野のホタル発生地として新しい条例による再指定を受けています。

また、町内全域にゲンジボタルやヘイケボタルの生息が確認され、生息数も増えつつあるなかで、ホタル保護育成に取り組む町内企業・団体等と町により組織された辰野ほたるの里まちづくり推進協議会が、ホタルマップ作成、ホタル保護団体への助成、ほたる童謡公園の清掃作業等に取り組んでいます。

各地域においても、ホタルを守る様々な取り組みがなされていますが、今後の継続と拡大が課題です。

ホタルは、町のシンボルであるとともに町民共有の財産であるという認識のもと、その保護、育成を協働で行うことが重要です。

ホタルの発生は、天候や周辺の宅地化等に大きく影響を受けます。そこで、水路等一定の生息環境を保全し、安定してホタル等の小さな生物が観察できる場所として、辰野ほたる童謡公園を整備しました。このほたる童謡公園では、多くの人々が幻想的なゲンジボタルの光を気軽に鑑賞できるようになりました。今後は、ホタルが安定的に発生するように、環境整備を行うことが求められています。

### 基本方針

ほたるが飛び交う環境を保全し、町のシンボルとして守ります。

### 主要施策の体系

ほたるが飛び交う環境づくり

ゲンジボタルの保護・育成 (1121)

町内各所でホタルが飛び交う環境づくり (1122)

辰野ほたる童謡公園の環境整備 (1123)



## 主要施策

### ◆ゲンジボタルの保護・育成◆ (1121)

- ・松尾峡一帯のホタルを保護するとともに、自然環境保全の啓発活動を推進します。
- ・ゲンジボタルの保護・育成に関する研究を行い、ホタル増殖の基礎資料を蓄積します。

### ◆町内各所でホタルが飛び交う環境づくり◆ (1122)

- ・ホタルマップの作成を支援しホタル生息地の発生状況の調査を行い、町内各所でホタルが飛び交う環境づくりに向けた啓発を行います。
- ・町内の小学校やホタル保護団体の活動を支援します。

### ◆辰野ほたる童謡公園の環境整備◆ (1123)

- ・公園内のホタルの生息環境を整え、ゲンジボタルの発生数を増やします。
- ・ホタルの保護育成を図りながら公園機能を充実させるために、植栽管理計画に基づく適正な管理を行います。

## まちづくりの指標

指標	単位	現状 (H26 年度)	目標値 (H32 年度)
町内におけるゲンジボタル・ヘイケボタルの発生箇所数	箇所/年	348	350
ほたる童謡公園内のゲンジボタル目撃数	匹/年	31,741	60,000

## 重点的な取り組み

- ・ホタル研究に取り組む人材の育成
- ・辰野ほたるの里まちづくり推進協議会によるホタル保護団体の連携の強化
- ・ほたる童謡公園内の植栽管理計画の策定と四季折々の花木の情報発信
- ・ほたる童謡公園内の水質調査及び気候調査の継続と管理マニュアルの策定
- ・ホタルガイドボランティアの人材育成と通年化した取り組みの実施

【担当課：まちづくり政策課・産業振興課】



# 政策2 森林の保全と活用

## 施策1 森林の保全と活用

### 現状と課題

森林の持つ国土保全、水源かん養、地球環境保全等の多面的機能の維持・増進を図るため、森林整備に必要な林道、作業道等の整備や維持管理を行っています。また、里山整備を行い、野生鳥獣との緩衝帯をつくとともに、カモシカの保護管理計画に基づく個体数調整に取り組んできました。

長野県では森林は県民共有の財産であるとの考え方のもと、長野県森林づくり県民税を導入し、その活用により町内でも里山や森林の整備が行われています。今後、森林の持つ多面的な機能を維持・増進していくために、林道や作業道の維持管理や除間伐等の森林整備を計画的に進めるとともに、みどりの少年団、町民、町内企業と連携を図り、森林の持つ多面的な機能について啓発を行い、森林に親しめる環境づくりを推進する必要があります。

しだれ栗森林公園は、自生地が国の天然記念物に指定されているシダレグリをはじめとする森林を保護し、森林が持つ保健・健康増進機能を活かして、キャンプ、パターゴルフ、森林浴等を楽しむことができる公園です。森林に親しむ環境づくりを実施したり、環境整備により安全に利用できる公園とすることが必要です。

学校林の活用については、授業において樹木の種類等の学習を実施していますが、十分な活用が図られていないとともに、学校林のない学校もあります。今後、学校林活動を普及し、学校林のない学校には森林公園等で活動ができるように整備を進める等、環境教育の推進が必要です。

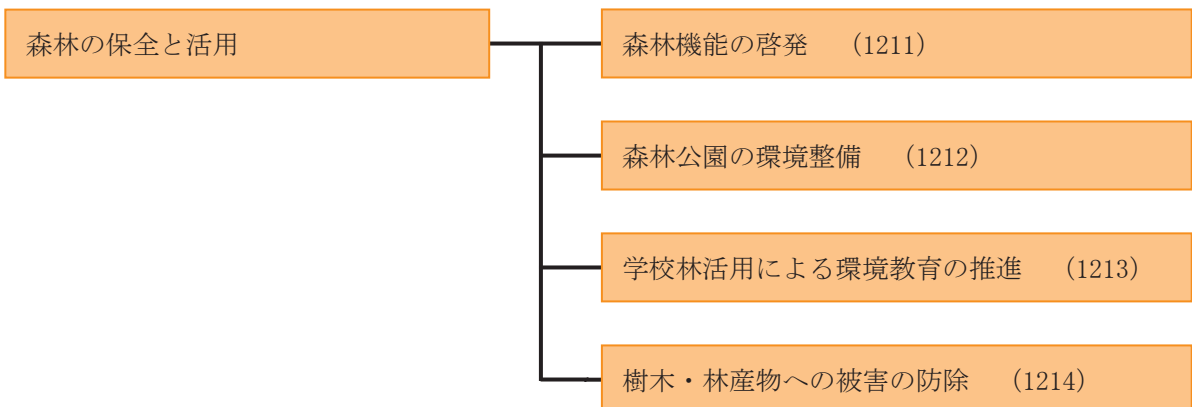
町内の森林では、ニホンジカやニホンカモシカ等による樹木や林産物への被害が拡大し、林業生産者の意欲が低下しており、対策が求められています。

また、松くい虫被害は箕輪町まで北上しており、今後町での発生が危惧されています。

### 基本方針

森林整備を促進し、森林の持つ多様な機能を有効に利用します。

### 主要施策の体系







## 主要施策

### ◆森林機能の啓発◆ (1211)

- ・各森林所有関係者、県、上伊那森林組合と一緒に説明会、山見を行い森林づくりを進めます。
- ・森林の持つ多様な機能について広報し、森林育成の必要性について町民の理解を深めます。
- ・みどりの少年団や森林の里親促進事業への支援を行い、森林機能の理解を深めます。

### ◆森林公園の環境整備◆ (1212)

- ・しだれ栗森林公園の環境整備を行い、誰もが快適で安全に利用できる公園の整備を図ります。

### ◆学校林活用による環境教育の推進◆ (1213)

- ・総合学習での樹木観察等の実施により、学校林の活用を図ります。

### ◆樹木・林産物への被害の防除◆ (1214)

- ・有害鳥獣の駆除を実施し、樹木や林産物の被害を防除します。
- ・監視員と共に監視を行い、松くい虫の被害を未然に防ぐとともに、被害が発生した場合にはその拡大を防止します。
- ・松くい虫被害地になる前に、更新伐等を行いアカマツ材の有効利用を図ります。

## まちづくりの指標

指標	単位	現状 (H26 年度)	目標値 (H32 年度)
森林経営計画に基づいた間伐面積	ha	44	50
森林経営計画に基づいた下草刈、枝打ちを含めた里山整備面積	ha	2	10
学校林整備、活用回数	回/年	11	10

## 重点的な取り組み

- ・林道等関係する山林団体と協力しての維持管理
- ・町有林の維持管理
- ・多目的機能を発揮する森林の維持管理
- ・身近な場所に緑化木を植栽する住民への支援
- ・しだれ栗森林公園周辺の維持管理
- ・有害鳥獣駆除を行っている猟友会への支援
- ・松くい虫被害木、枯損木の早期発見
- ・松くい虫未被害アカマツ林の有効利用
- ・森林経営計画の地域策定

【担当課：産業振興課】



# 政策3 水環境の保全と活用

## 施策1 水環境の保全と活用

### 現状と課題

町内の各河川の多くは、国や県が管理しています。近年、町民の価値観の多様化から、河川改修に際して、水辺を有効活用でき、環境や景観に配慮した工法により、水を身近に感じることができ環境づくりが求められています。

一方、河川への不法投棄の監視や美化活動等の日常的な管理は、地元区、地域の河川愛護団体等が取り組んでおり、他の河川にも同様の活動を広げる必要があります。

町の森林整備計画に基づき、公的機能を有する区域として水土保持林（水源かん養と災害の防止機能）の維持増進を図る森林施業を推進していますが、今後、個人所有の水土保持林の森林整備促進が課題です。

水質維持の取り組みとして、町内各所の水質測定を行っています。今後も継続して水質の管理を行い、改善の必要がある河川、井戸等の早期発見や原因究明、基準を超えた箇所の環境改善を図る必要があります。

### 基本方針

水環境の保全等、いつでも誰でも清らかな水の恩恵を受けられる取り組みを行います。

### 主要施策の体系

水環境の保全と活用

水に親しむ環境づくり (1311)

水源かん養機能の向上 (1312)

水環境の維持・向上 (1313)

基本計画

将来目標①

豊かな自然を守るまち  
(自然・環境保全)

政策3 水環境の保全と活用



## 主要施策

### ◆水に親しむ環境づくり◆ (1311)

- ・国や県に対し、環境や景観、親水性に配慮した工法への取り組みを要望し良好な河川環境を創出します。
- ・河川愛護団体等の自主性を尊重しつつ、町民が水に親しむ環境の創出に配慮します。

### ◆水源かん養機能の向上◆ (1312)

- ・水源かん養林等の水源地の森林整備を行い、森林の持つ水源かん養機能の向上を図ります。

### ◆水環境の維持・向上◆ (1313)

- ・主要河川、井戸の水質測定を実施し、水環境の維持・向上を図ります。
- ・地下水や水源林を保全し、健康的で良好な生活環境を守ります。

## まちづくりの指標

指標	単位	現状 (H26 年度)	目標値 (H32 年度)
環境基準を超えた地点数 (BOD)	地点	0	0
水質検査実施地点数	地点	14	14
河川愛護活動人員	人	932	1,000

## 重点的な取り組み

- ・水源かん養林を保全するための森林整備

【担当課：住民税務課・産業振興課・建設水道課】



水源かん養林間伐

## 施策1 循環型社会の構築

### 現状と課題

辰野町環境基本計画に基づき、自然を守り、安全で快適な環境をつくり、次世代に伝える目標に向けた取り組みを行ってきました。

地球温暖化に伴う世界的規模の気候変動が発生するなか、町民一人ひとりが環境の重要性を認識し、持続可能な社会の構築に向けた取り組みに参加する必要があります。

また、大量生産、大量消費、大量廃棄というシステムから成り立っている日本経済の根本が見直され、環境負荷の軽減を目的とした様々な取り組みが行われています。そこで、ごみの適正な分別や資源物の適正な取り扱いにより、地球環境に負荷をかけない住みやすい環境の実現が求められています。

上伊那のごみをまとめて処理する新ごみ中間処理施設の建設事業が上伊那広域連合を事業主体に伊那市内で進められています。町も都市施設として都市計画決定を行うなど、この事業に参加しています。今後、施設の稼働に向けて、適正なごみ処理の周知が求められています。

### 基本方針

地球環境の保全を目指した一人ひとりの取り組みにより、循環型社会を形成します。

### 主要施策の体系

循環型社会の構築

環境基本計画の推進 (1411)

分別推進によるごみの減量化 (1412)



ごみ処理施設見学



## 主要施策

### ◆環境基本計画の推進◆ (1411)

- ・辰野町環境基本計画に基づき、環境施策として公害の防止、自然環境の保全、廃棄物の減量等、快適な環境の創造、地球環境の保全に取り組みます。

### ◆分別推進によるごみの減量化◆ (1412)

- ・可燃物や不燃物及び資源物の適正な分別・排出への取り組みを促し、地球にやさしい住みやすい環境づくりを推進します。
- ・新ごみ中間処理施設の稼働（平成 31 年（2019 年）稼働予定）に向けた住民の周知を図り、適正なごみ処理を促します。
- ・出前講座やごみ処理施設等の見学等の啓発活動を行い、家庭や事業所から排出されるごみの減量化や資源化を推進します。

## まちづくりの指標

指標	単位	現状 (H26 年度)	目標値 (H32 年度)
一人当たり一日平均ごみ排出量	g	607	551
紙類の資源物収集量	t	700	700
ペットボトルの資源物収集量	t	34	34
アルミ缶の資源物収集量	t	16	16
分別方法の出前講座、説明会開催回数	回/5年	10	27

## 重点的な取り組み

- ・新ごみ中間処理施設の稼働に向けた収集方法の変更等住民への周知
- ・環境審議会の開催による環境基本計画の見直し

【担当課：住民税務課】



## 施策2 再生可能エネルギーの活用

### 現状と課題

現在使用されているエネルギー資源のほとんどは、化石燃料に依存する物です。これらの化石燃料は、人類による大量消費によって、いずれ枯渇すると言われていています。また、東日本大震災により停止した国内の原子力発電所は、徐々に再稼働を始めましたが、化石燃料による発電への依存度が大きく上昇しました。地球温暖化は、化石燃料の消費による二酸化炭素の排出が主たる原因とされています。

そのため、科学技術の進展による、太陽光発電、風力発電等、化石燃料を使用しない発電やバイオマスエネルギーを熱源とする等、二酸化炭素排出量の削減が急務です。さらに、小水力発電、地熱利用等の再生可能エネルギーの活用を進めていく必要があります。

町では、太陽光発電設備設置への支援や役場の屋根等への太陽光発電設備の設置、役場町民ホールへのペレットストーブの設置等、率先した取り組みを行ってきました。

今後は、辰野町再生可能エネルギー発電施設に関するガイドラインの適正な運用と周知徹底により、町民、事業者、行政の役割を明確にするとともに、取り組みを計画的に実行する必要があります。

### 基本方針

地球温暖化の防止を目指し、化石燃料に頼らないエネルギーの利用とエコライフを実現します。

### 主要施策の体系

再生可能エネルギーの活用

再生可能エネルギー導入の推進 (1421)

### 主要施策

#### ◆再生可能エネルギー導入の推進◆ (1421)

- ・民間及び公共施設へ太陽光発電等の新エネルギーの導入を進める一方で、省エネルギー活動を推進し、地球にやさしいエコライフを実現します。
- ・辰野町再生可能エネルギー発電施設の建設に関するガイドラインの適正な運用と周知徹底を図り、町民、事業者、行政の役割を明確にするとともに新エネルギー利用に取り組むことで、地球温暖化を防止します。
- ・各家庭や地域で活用できる自然エネルギーを紹介し、環境にやさしいエネルギーの普及啓発に努めます。



## まちづくりの指標

指標	単位	現状 (H26 年度)	目標値 (H32 年度)
再生可能エネルギー機器設置への支援件数	件/年	13	13

## 重点的な取り組み

- ・辰野町再生可能エネルギー発電施設に関するガイドラインの適正な運用と周知の徹底
- ・再生可能エネルギー導入に対する支援

【担当課：住民税務課】



湯舟配水地の太陽光パネル



## 施策3 省エネルギーの推進

### 現状と課題

快適で利便性の高い生活や経済活動は、様々な資源やエネルギーの大量消費によって支えられています。そして、その資源やエネルギーの大量消費は、地球温暖化の原因となる二酸化炭素を発生させています。

生活の快適性や利便性を維持・向上させながら地球環境の保全を図っていくためには、エネルギーの消費をできるだけ少なくし、エネルギーを有効利用していく等、環境への負荷をできる限り軽減していく必要があります。

このため、不要なエネルギー消費を削減し、また、近年の技術の進歩に伴う省エネルギー機器の導入等、積極的な省エネルギー活動を実践する必要があります。

さらに、公共施設等大規模施設での消費エネルギーは大きく、公共施設での積極的な省エネルギーへの取り組みが必要です。

### 基本方針

省エネルギーの普及促進により、効率の良いエネルギー消費を目指します。

### 主要施策の体系

省エネルギーの推進

省エネルギー機器等の導入 (1431)

公共施設の省エネルギー対策 (1432)

### 主要施策

#### ◆省エネルギー機器等の導入◆ (1431)

- ・節電型機器の普及、ライフスタイルの転換、省エネ住宅の普及等の省エネルギーを推進・啓発し、地球環境の保全に取り組みます。
- ・辰野町環境基本計画に基づき各種の省エネルギーの啓発を行い、地球温暖化防止に努めます。

#### ◆公共施設の省エネルギー対策◆ (1432)

- ・公共施設のエネルギー使用量を把握するとともに、省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）に基づく管理標準を作成し、省エネ対策を推進します。





## まちづくりの指標

指標	単位	現状 (H26 年度)	目標値 (H32 年度)
公共施設における消費電力量	kw	8,086	8,000
公共施設における灯油消費量	k1	701	640
公共施設における重油消費量	k1	32	20

## 重点的な取り組み

- ・エネルギー管理規定に基づく設備改善の計画策定

【担当課：総務課・住民税務課】



# 基本計画

## 将来目標①

豊かな自然を守るまち  
(自然・環境保全)

政策4 地球環境の保全



みどりの少年団活動